

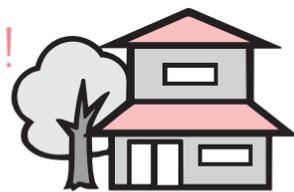
平成22年度 市民税・都民税 ここが変わります

◆市民税課 ☎(F 460-9827・460-9828)



住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の新制度がスタート!

控除申告書の提出は原則不要です



税制改正により、市民税・都民税(住民税)に新たな住宅借入金等特別税額控除制度が創設されました。

平成21年～25年までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けた方で、所得税において控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の住民税の所得割から控除されます。控除の適用にあたって、本人から居住する市区町村へ「市民税・都民税住宅借入金等税額控除申告書(控除申告書)」の提出など手続きは不要です。

この改正に伴い、平成11年～18年までの間に入居し、税源移譲の経過措置として住宅借入金等特別税額控除(旧制度)を受けていた方も、平成22年度からは、控除申告書を提出しなくても新制度による個人住民税からの控除が適用されます。

控除の対象者

平成11年1月1日～平成18年12月31日まで、または平成21年1月1日～平成25年12月31日までの間に入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けた方で、所得税において控除しきれなかった金額がある方
※平成19年・20年に入居した方は対象になりません。

控除額の算出方法

次の①と②のいずれか小さい額

①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

②所得税の課税総所得金額等の額の5%(97,500円を超えるときは97,500円)

≪控除限度額≫97,500円(市民税58,500円・都民税39,000円)

新制度控除の適用

控除の適用にあたって控除申告書の提出は不要です。

勤務先から提出される給与支払報告書(年末調整で所得税の住宅ローン控除を受けたもの)、もしくは、確定申告書に記載していただく所得税の住宅ローン控除の記載内容により、市民税・都民税の控除額を計算することとなりました。

※確定申告や年末調整の手続きは、今までと変わりません。

※平成21年中に入居された方は、税務署に確定申告書の提出が必要です。

税源移譲に伴う住宅ローン控除(旧制度)の適用

新旧制度の算出方法による控除額の差は基本的にはありません。

ただし、退職所得・山林所得のある方、平均課税の適用を受けている方などについては、控除額に差がでる場合があります。平成11年～平成18年までの間に入居した方で、旧制度での算出方法により控除額の計算を希望される方は、これまでどおり確定申告書に控除申告書を添付して、3月15日(月)までに提出してください。

【旧制度の算出方法】

「所得税の住宅借入金等特別控除可能額」と「税源移譲前の税率で算出した所得税額(住宅ローン控除前)」のいずれか少ない金額から「税源移譲後の税率で算出した所得税額(住宅ローン控除前)」を差し引いた金額

新・旧制度対象一覧

居住開始年月日	旧制度	新制度
平成11年～18年	△	○
平成19年～20年	×	×
平成21年～25年	×	○

△…申告により適用

○…適用

×…適用対象外



上場株式等の配当所得に対する課税の改正

上場株式等の配当等の申告をする場合、これまでは給与や年金等の所得と合計する「総合課税」とされてきました。平成21年1月1日以降に支払を受けた上場株式等の配当所得については、「総合課税」と「申告分離課税」のいずれかを選択できることとなりました。

総合課税を選択した場合には、これまでどおり配当控除の適用を受けられます。

申告分離課税を選択した場合には、同一年中または過去3年以内に生じた上場株式等の譲渡損失と損益通算できますが、配当控除の適用は受けられません。

個人住民税の寄附金税額控除の対象が指定されました

平成21年度から所得税で寄附金控除の対象となっている寄附金の中から、お住まいの都道府県・市区町村が条例により指定した寄附金を追加できるようになりました。市民税分については、西東京市条例により平成21年度から実施しています。

都民税分については、昨年3月に東京都条例で寄附金税額控除の対象となる寄附金が指定され、平成22年度から控除の対象になりました(平成21年1月1日以降に行った寄附金が対象)。

☎東京都主税局課税指導課(☎03-5388-2956)

■控除を受ける手続き

この税額控除を受ける場合には、寄附を行った方が、寄附をした団体などが発行する領収証などを添付して、申告をしていただく必要があります。

所得税の確定申告を行う方は、領収証などを添付して所轄の税務署で確定申告をしてください(この場合、市民税・都民税の申告は不要です)。

所得税の確定申告を行わない方は、「市民税・都民税寄附金税額控除内訳書」と寄附金の領収証などを添付し、西東京市へ市民税・都民税申告をしてください(内訳書の配布場所は5面をご覧ください。また、市☎からダウンロードすることができます)。なお、この場合所得税の控除は受けられませんのでご注意ください。

税の申告については、5・6面をご覧ください。

新型インフルエンザのワクチン接種に関する情報は、9面をご覧ください。◆健康年金課 ☎(☎438-4021)